



第127回螢雪会実行委員会より

3. 11 東日本大震災への寄付のご報告

第127回螢雪会が無事終了し、早くも3か月余りが過ぎました。螢雪会開催にあたり、広告や協賛をくださいました各企業の皆様、お天気の悪い中、螢雪会に足を運んでくださいました皆様、各イベントにご協力くださいました皆様に厚くお礼を申し上げます。

さて、螢雪会実行委員会では、各企業様から頂きました広告費の5%と螢雪会イベント「三浦翔平トークショー」チケット売上等を東日本大震災復興への寄付金とすることを企画当初より計画しており、下記のとおり、寄付が完了し、日本赤十字社より受領証が届きましたのでご報告をさせていただきます。

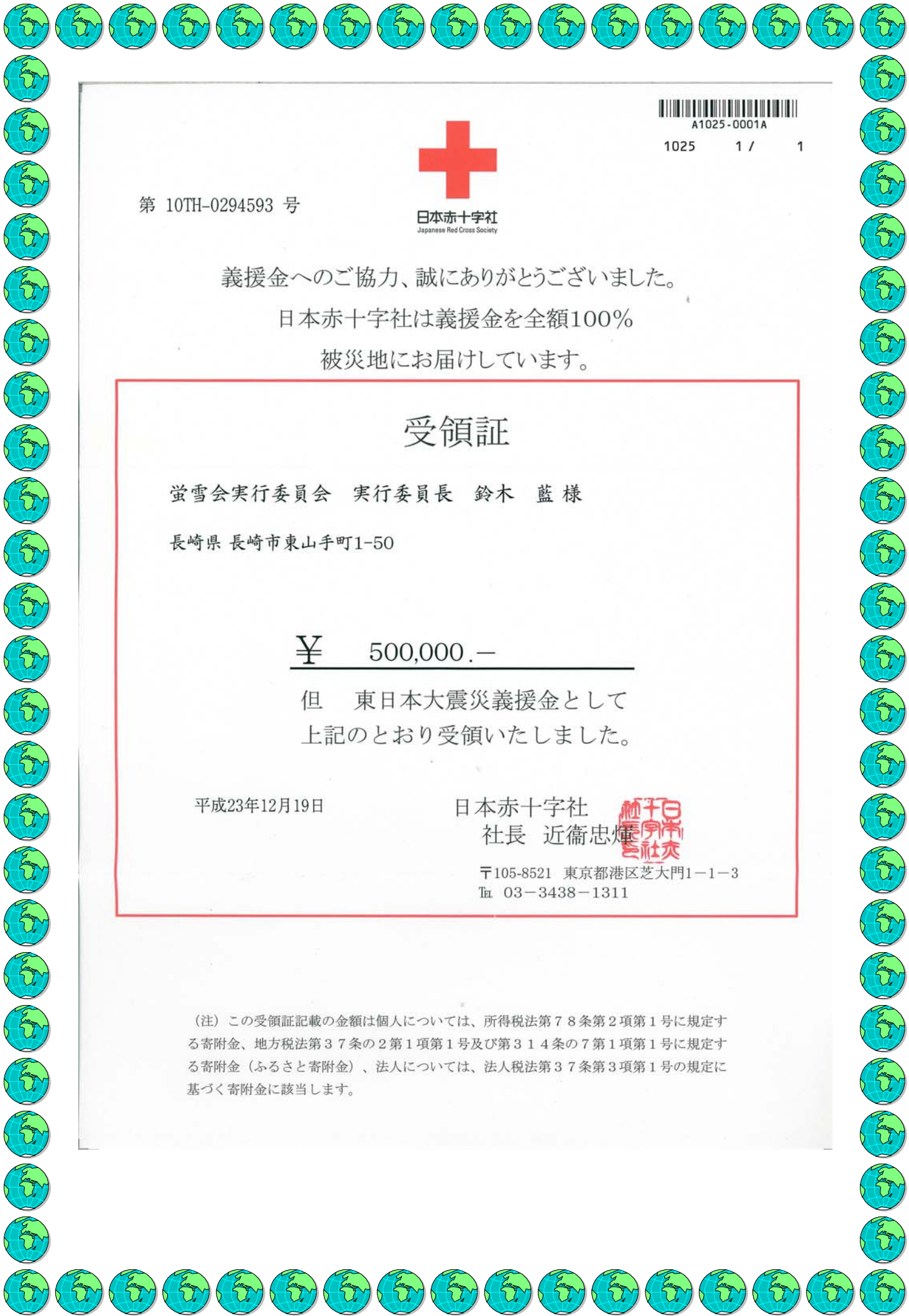
記

各企業様からの広告費の5%	32,000 円
「三浦翔平トークショー」チケット売上等	468,000 円
	<hr/>
	500,000 円

50万円を東日本大震災復興への寄付金として
「日本赤十字社」へ2011年12月19日に振込

東日本大震災により被災された方々に、心よりお見舞い申し上げます。被災地の一日も早い復旧・復興をお祈りいたします。最後に「ONE PEACE ～みんなで心をひとつに～」これからも続けていきたいと思っております。

2012年1月31日 第127回螢雪会実行委員会一同



A1025-0001A

1025 1 / 1



日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

第 10TH-0294593 号

義援金へのご協力、誠にありがとうございました。

日本赤十字社は義援金を全額100%

被災地にお届けしています。

受領証

蛍雪会実行委員会 実行委員長 鈴木 藍 様

長崎県 長崎市東山手町1-50

¥ 500,000.-

但 東日本大震災義援金として
上記のとおり受領いたしました。

平成23年12月19日

日本赤十字社

社長 近衛忠輝



〒105-8521 東京都港区芝大門1-1-3

TEL 03-3438-1311

(注) この受領証記載の金額は個人については、所得税法第78条第2項第1号に規定する寄附金、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金（ふるさと寄附金）、法人については、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく寄附金に該当します。